

平成23年11月4日  
第2332号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（461・団体指導室）……………1
- 保安林の指定解除予定通知（462・森林整備課）……………1
- 証紙売りさばき人の指定（463・会計課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（464・山本地域振興局総務企画部）……………2
- 道路の供用開始（465・山本地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（466・由利地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更及び供用開始（467・仙北地域振興局建設部）……………3

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）……………3

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（96）……………4
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（97）……………4
- 政治団体の解散の届出（98）……………4
- 政治団体の収支に関する報告書（99）……………4
- 公職の候補者の資金管理団体の届出（100）……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（101）……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（102）……………6

## 告 示

### 秋田県告示第461号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
秋田県山本郡三種町浜田字堤下17番地4 畠山成功 秋田県山本郡三種町浜田字宮の下146番地1 加賀谷喜一	八竜	三種町八竜漁業協同組合	平成23年11月4日から 同月18日まで	秋田県山本郡三種町浜田字福沢63番地 三種町八竜漁業協同組合

### 秋田県告示第462号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 横手市大屋寺内字大屋沢1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第463号

秋田県証紙条例(昭和39年秋田県条例第35号)第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市土崎港北二丁目17番70号 社団法人秋田県農業公社	秋田市土崎港北二丁目17番70号 社団法人秋田県農業公社 本社	平成23年10月26日

#### 秋田県告示第464号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年10月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社エムライト工業  
能代市字悪戸58番1号  
代表取締役 銭 谷 正  
秋田県知事許可(般-18)第030128号
- 3 処分の内容  
建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年10月25日付で建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	能代五城目線	山本郡三種町上岩川字下砂子沢95番2地先から字田ノ沢37番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成23年11月4日午前10時
- 3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成23年11月4日から同月17日まで

## 秋田県告示第466号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年10月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社東栄建設  
由利本荘市日役町74番地  
代表取締役 佐々木 正道  
秋田県知事許可（般-19）第9444号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年10月18日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	金沢吉田 柳田線	仙北郡美郷町飯詰字東川原11番2地先から字西川原101番まで	5.20~14.60	0.810
	新	金沢吉田 柳田線	〃	10.20~21.20	0.810

- 2 供用開始の期日 平成23年11月4日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成23年11月4日から同月18日まで

## 公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成23年11月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
胃部検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年8月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商店 秋田市保戸野中町1-17
- 5 落札金額  
52,358,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続き

- 一般競争入札  
7 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年7月15日

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年9月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体  
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
虻川信一後援会	虻川 信一	藤原 晃	大館市字三の丸92番地	平成23年9月8日

#### 秋選管告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年9月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
中嶋力蔵後援会	代 表 者	中 嶋 信 子	近 藤 喜代松	平成23年9月14日

#### 秋選管告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年9月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
小田嶋伝一後援会	小 原 正 市	平成23年6月30日	平成23年9月12日
よこておだしま会	小田嶋 伝 一	平成23年6月30日	平成23年9月12日
山崎栄一後援会	坂 本 甚之助	平成23年9月20日	平成23年9月27日

#### 秋選管告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

## II 報告書の要旨

## 1 収入及び支出のある団体

## (1) その他の政治団体

政治団体の名称 小田嶋伝一後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年9月12日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

987,637円

前年からの繰越額

12,282円

本年の収入額

975,355円

## (イ) 支出総額

987,637円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

寄附

790,355円

個人からの寄附

20,000円

政治団体からの寄附

770,355円

機関紙誌の発行その他の事業による収入

185,000円

東日本大震災の被災者を励ます集い

185,000円

合 計

975,355円

## [寄附の内訳]

個人からの寄附

その他の寄附

20,000円

政治団体からの寄附

よこておだしま会

770,355円 横手市

## (イ) 支出の内訳

経常経費

390,577円

人件費

110,000円

光熱水費

19,590円

備品・消耗品費

146,891円

事務所費

114,096円

政治活動費

597,060円

組織活動費

18,100円

機関紙誌の発行その他の事業費

578,960円

宣伝事業費

393,960円

その他の事業費

185,000円

合 計

987,637円

政治団体の名称 よこておだしま会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年9月12日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

1,175,386円

前年からの繰越額

1,175,386円

本年の収入額

0円

## (イ) 支出総額

770,355円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 支出の内訳

政治活動費

770,355円

寄附・交付金

770,355円

合 計

770,355円

## 2 収入及び支出のない団体

## (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
山崎栄一後援会 (平成23年分)	平成23年9月27日

## 秋選管告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
虻 川 信 一	秋田県議会議員	虻川信一後援会	大館市字三の丸92番地	虻 川 信 一	平成23年9月8日

## 秋選管告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
菅原 博文	秋田県議会議員	まるさんの会	公職の種類	秋田県議会議員	秋田市議会議員	平成23年9月28日

## 秋選管告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年11月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
小田嶋 伝一	秋田県議会議員	よこておだしま会	横手市杉沢字上台74	小田嶋 伝一	平成23年9月12日

## 正 誤

平成23年10月21日（第2328号）掲載の秋田県告示第440号（建築基準法による道路位置の指定の変更）（原稿誤り）

4ページ表中「道路の位置の変更箇所」について、

旧	由利本荘市薬師堂字二本木128-1、129-1	は	旧	由利本荘市古雪町109、109-1、109-4	の誤り。
新	由利本荘市薬師堂字二本木128-1、129-1		新	由利本荘市古雪町109、109-1、109-4	

┌──────────────────┐ ┌──────────────────┐

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号